

錦町告示第56号

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱を次のように定める。

令和2年7月22日

錦町長 森本 完一

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大雨、台風、地震等の災害で被災した住宅について、被災者に対し応急的な修繕等リフォーム費用及び建替え費用の一部を補助することで居住環境の早急な回復を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）被災住宅 自らが所有又は占有する家屋で、現に自らが居住の用に供し、かつ、町内に存するもののうち町により罹災証明書が発行されたものをいう。

（2）併用住宅 個人住宅部分と事務所、店舗その他これらに類する用途の部分が一体となったものをいう。

（3）リフォーム 被災住宅（併用住宅については、個人住宅部分に限る。）の機能回復のために行う別表に定める修繕、設備改善及び建て替え等の工事をいう。

（4）町内業者 町内に事業所、営業所等を有する法人又は個人事業主をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者で、被災住宅に居住している者（一時的に避難所等で生活している者を含む）

（2）補助事業を年度内に完了させることができる者

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となるリフォームは、原則として町内業者が施工する住宅リフォームであることとする。ただし、リフォーム受注件数の増加等により町内業者が施工できない場合はこの限りではない。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、被災箇所のリフォームに要する費用とする。

2 併用住宅で個人住宅と個人住宅以外の部分を併せてリフォームを行うときは、リフォームを行う個人住宅部分の床面積を、リフォームを行う個人住宅部分及び個人住宅以外の部分の床面積の合計で除して得た値に、当該リフォームに要する費用の額を乗じて算出するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、町が行う他の補助制度を利用しているものについては、補助対象としない。ただし、本補助制度の対象工事と他の補助制度の対象工事の内容が重複しない場合はこの限りではない。

4 補助対象経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）に基づく住宅の応急修理にかかる費用及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給額のうち補修に係る加算支援金の額を含まない。

5 錦町住宅リフォーム補助金交付要綱（令和元年告示第19号）で定める補助金と併用しての申請はできない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に10分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、原則リフォームに着手する前に錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、着手した後に速やかに提出しなければならない。

- （1）リフォームに係る修理見積書及び内訳書の写し
- （2）施工前の住宅全体の写真及び被災箇所等リフォーム予定部分の写真
- （3）罹災証明書の写し
- （4）同意書（第2号様式）（所有者と補助対象者が異なる場合）
- （5）前4号に掲げるもののほか、リフォームの内容が確認できる書類

（交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、住宅リフォーム補助金（災害型）交付・不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、速やかに該当するリフォームに着手するものとする。

（補助金交付申請の変更及び中止）

第10条 交付事業者は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）変更・中止承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）変更決定通知書（第5号様式）により交付事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付事業者は、該当するリフォームの完了後、速やかに錦町住宅リフォーム（災害型）完了実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）リフォームに係る費用の支払いを証する契約書及び領収書等の写し
- （2）リフォームを行った部分の施工中及び施工後の写真
- （3）前2号に掲げるもののほか、リフォームの内容が確認できる書類

（審査及び支払い）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付事業者からの請求に基づき補助金を支払うものとする。

2 前項の規定による請求は、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付請求書（第7号様式）により行うものとする。

3 町長は、必要に応じ、リフォームの状況について、現地調査を行うことができる。

（補助金の返還）

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年7月4日から適用する。

別表（第2条関係）

リフォームの内容 (被災箇所に限る)	備 考
屋根の補修	瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。
傾いた柱の家起こし	筋交の取り換え、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る
柱梁等の構造部材の取替	
浴槽、トイレ、台所ほか衛生設備等の修繕	
給排水衛生設備の修繕	リフォームによる撤去、移設、修理、取替、新設
給湯設備の修繕	
換気設備の修繕	
電気設備の修繕	
ガス設備の修繕	
戸、窓の修繕	破損したガラス、鍵の取替を含む
外壁の修繕	
基礎の修繕	無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
床材、内壁材及び天井材の張り替えや塗装等の内装にかかる修繕	
襖紙、障子紙の張り替えや畳の取替え	
雨樋等の取替えや修理	
バリアフリー部の修繕	介護保険法による住宅改修等を実施するものは対象外
その他被災箇所等の修復に必要な修繕	
被災した住宅の建替（建替に伴う解体費用を含む）	錦町内に限る

第1号様式（第7条関係）

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付申請書

年 月 日

錦町長様

住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 _____

住宅リフォーム補助金（災害型）の交付を受けたいので、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付対象 住 宅	所有者	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外（申請者との関係 _____） 住所 _____ 氏名 _____
	所在地	錦町大字
	用 途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）
	居住用面積	m ²
	居住用面積 以外の面積	m ² （併用住宅の場合）
リフォーム等工事の内容		
工事に要する費用		円（見積額）
施 工 者		所在地 事業者名（代表者名）
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日
他の補助金の適用		<input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無
添付書類		<input type="checkbox"/> 見積書・内訳書の写し <input type="checkbox"/> 被災箇所・リフォーム箇所写真 <input type="checkbox"/> 罹災証明書の写し <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

第2号様式（第7条関係）

同意書

年 月 日

錦町長様

私が所有する下記の物件について、修理を行うことができませんので、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱に基づくリフォームを行うことに同意します。

記

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

所在地

物件名

居室番号

2 所有者が修理を行うことができない理由

※借家等は、通常はその所有者がリフォームを行うものであるため、リフォームを行うことができない理由を詳しく記入してください。

理由

年 月 日

(所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

上記借家のリフォームが完了し、生活が可能となった場合は、当該借家に居住します。

年 月 日

(被災者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(自署による場合は押印省略可)

第3号様式（第8条関係）

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

錦町長

印

年 月 日付けで申請のあった錦町住宅リフォーム補助金（災害型）については、下記のとおり決定したので、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 決定区分	交 付 ・ 不交付
2 交付金額	円
3 不交付の理由	

第4号様式（第10条関係）

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）変更・中止承認申請書

年 月 日

錦町長様

住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった錦町住宅リフォーム補助金（災害型）について、下記のとおり申請の内容を変更・中止したいので、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱第10条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更・中止の内容
- 2 変更・中止の理由
- 3 添付書類

第5号様式（第10条関係）

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

錦町長 印

年 月 日付けで申請のあった錦町住宅リフォーム補助金（災害型）の変更・中止については、下記のとおり決定したので、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します

(1) 決定の内容

(2) 補助金の額 変更前
変更後

2 承認しません

理由

第6号様式（第11条関係）

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）完了実績報告書

年 月 日

錦 町 長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった錦町住宅リフォーム補助金（災害型）に係るリフォーム等の工事が完了したので、錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額	円
2 リフォーム等工事に要した費用	円
3 リフォーム等工事の実施期間	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
4 添付書類	① リフォーム等工事に係る契約書等の写し ② リフォーム等工事に係る領収書等の写し ③ 工事後の住宅状況を明らかにする写真 ④ その他町長が必要と認める書類

第7号様式（第12条関係）

錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付請求書

年 月 日

錦 町 長 様

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった錦町住宅リフォーム補助金（災害型）として、下記の金額を交付されるよう錦町住宅リフォーム補助金（災害型）交付要綱第12条の規定により請求します。

記

請求額 _____ 円

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店（支所）							
口座の種類・番号	1 普通 ・ 2 当座	***							
フリガナ									
口座名義									